

「岡山県家庭教育応援条例」修正案についての意見

日本共産党県議団

2022.1.14

【これまでの経過】

岡山県家庭教育応援条例(仮称)案が2021年4月28日の委員会で、自民党県議団から文教委員会と保健福祉委員会に提出されました。その後パブリックコメント(2021.5.14~6.14)が実施され、市町村から9件、県民から502件(276人)の意見が寄せられました。そのうち七割が反対の意見でした。所属委員会での議論をへて、自民党県議団による各会派への意見聴取、パブコメに対する意見公表があり、修正案が12月17日の委員会で示されました。文教委員会と保健福祉委員会に加えて、第6条・第7条について総務委員会でも意見聴取することとなりました。

【全体について】

全体を通して、家庭教育に対する考え方について、この度の修正案は基本的な立場は何ら変更はなく、これまで、指摘してきた問題点を解消するようなものではないと考えます。

条例案は、前文で「家庭教育はすべての教育の出発点」であり「愛情や絆、家族のふれあい等で、…」 「知・徳・体の調和のとれた人格を形成する」としています。

これは、家庭教育で形成すべき子どもの人格のあるべき姿を定めています。そして、この条例全体として、その形に従うための努力義務を親や保護者や教育・保育機関に求めていくものとなっています。特に、親の責任を強調し、その親の責任を親が自覚することを要求しています。

特定の「望ましい家族像」や「調和の取れた人格」を条例で定めようとしていることが問題です。親が子に「必要な習慣を身に付けさせる」とか「人格形成する」こと自体はもちろん悪いことではないと思いますが、条例で義務として規定することは、まったく別物で問題です。

また、この条例をつくる背景として「共働き世帯やひとり親世帯の増加」「経済的な問題」などの家庭をめぐる環境の変化が挙げられていますが、原因になっているのは、長時間労働や低賃金、男女の賃金格差、保育行政の不十分さなど、個々の家庭の責任ではなく、行政や政治の課題です。各家庭が家庭を顧みるゆとりがない状況を脇に

置き、根拠に乏しい教育力の低下を理由に「応援」の名のもとに家庭内でおこなわれる教育内容に干渉し、責任を強調するものになっています。

さらに、保護者だけではなく学校や地域住民、地域活動団体や事業所などがかわる仕組みとなっています。「応援」の内容に違和感をもつ人も、完全に包囲されて「逃げ場」がなくなってしまうます。これでは、多様性や自主性は奪われてしまいます。

①家庭教育とはなにか

まず、そもそも家庭教育をどう考えるのかが問われています。

我が会派は、家庭教育について二つの点が大切と考えます。

第一に、個人の尊厳、両性の平等、子どもの権利などの民主主義的な価値を期待しながら、家庭教育の多様性と自主性を尊重することが大切です。多様性というのは、子育てには、正解や正しい形はなく、いろいろな家庭、いろいろな子育てがあっていいと考えます。自主性というのは、どんな家庭を作るのか、どんな子育てをするかは各家庭で考えていくことで、公がそのあり方を指図してはならないということです。また、家庭はプライベートなくつろぎの場所でありそこでの子育ては学校での教育とは格段に違う自由さが必要ではないでしょうか。

第二に、政治が家庭教育に行うべきことは、家庭教育を支えるための条件整備あると考えます。家庭で子どもを育てるのには、衣食住が不可欠ですし子育てと仕事の両立も必要です。労働条件の確立、保育園の設置、教育費などの軽減、一人親家庭の支援などは政治が大きな役割を果たさなくてはなりません。また、子育ての悩みを相談できる場所や子育て講座やネットワークづくりや、子ども食堂などへの支援なども充実が求められていると思います。

また、世界人権宣言第16条第3項で、「家庭は、社会の自然かつ基礎的な単位であって、社会および国の保護を受ける権利を有する」とあります。個々人が現実に生きていくうえで、家庭はその自然な基礎です。だから、個々人の人間らしく生きていく権利を保障するために家庭が社会や国から保護を受ける権利を人権として規定しています。

個人の人権を尊重する立場からの規定ですから、個人のプライベートな空間である家庭への介入や義務をかすことはあり得ないものとなっています。

教育基本法に照らして

「教育基本法に家庭教育条項がありその具体化だからいいのでは」という意見があ

りました。しかし、その教育基本法に照らしても問題があります。

参考:教育基本法10条(家庭教育)(2006年に新設された)

- 1、父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。
- 2、国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

そもそも、教育基本法の2006年の家庭教育の条文改正は、家庭教育への国家の介入を行うものだと関係者からの反対の声が上がり、わが党も反対をしました。結局条文には「家庭教育の自主性を尊重」とも明記されました。法案審議で文科省は当時、「個々の家庭におきます具体的な教育の内容、方法そうしたものは各家庭でお決めになることをごさいますて、その内容等につきまして国から何ら基準を定めたり、そういうことを考えておるところではございません。」(田中壯一郎生涯学習教育局長・当時 2006.11.6.)と衆議院教育基本法特別委員会で答えています。「国は何ら基準をさだめたり」することを禁止し「自主性を尊重する」こととしています。

また、教育基本法第11条(幼児期の教育)の条項は、幼児期の教育を重視し、国と地方公共団体の努力義務が書かれたものです。一方条例案では、幼児期の教育について「家庭教育」に努力を求めており、教育基本法に照らすと努力する主体がすりかわっています。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

憲法の問題

総務委員会(2021.12.17)の審議の際、自民党議員から「憲法に家庭の問題が記載されていないことは、我が国憲法最大の欠陥であると思っている。家庭は社会の基礎的な単位であり、安定的・平和的に家庭教育がなされることが、子どもたちの教育に当たっては大前提だ。むしろこの条例が出るのが遅すぎた。」(波多洋治委員)「憲法だけでなく、元の教育基本法もアメリカの一方的な意向が色濃く反映されているということだ。長年の課題となってきたが、第一次安倍内閣の時にようやく教育基本法の改正

が行われた。今回の条例はそういった流れを汲んだものであると思う」「パブコメが500件以上寄せられたが、賛成の人はあまり意見を言わない。反対の意見が多いからと言って、必ずしもそれが世論の多数を形成しているというわけではない。」(小田春人委員)などと意見が出されました。自民党の憲法改正や家庭教育支援法(案)など安倍政権以来の運動の流れの中に、この条例があることが、条例制定を進める当事者の口からはっきりと出されました。

自民党憲法改正案は第13条で「個人の尊重」を「人の尊重」に変えて「個人主義」を否定し、第24条1項で「家族の尊重」を規定していますから、自民党改正案が「個人」より「家族」を尊重することを求めている、「個人」の価値を「家族」という集団への献身に求めていることがわかります。

社会には家族に問題を抱えた人も多くいます。親や兄弟から虐待を受けた人もいるでしょうし、その逆に子から虐待を受けた親がいるかもしれません。夫や妻からのDVで家族から身を隠している人もいます。そうした人に対しても、家族を「尊重」することが法的に強制される国家が果たして国民を幸せにするでしょうか。

このように、最高法規である憲法に「家族は…尊重される」と規定することは、国民の思想良心に国家が介入し、家族を尊重することを法的にも強制してしまう点で大きな問題があると考えます。家族を尊重することが幸せにつながるか否か、また自分の家族を尊重するかしないかは、本来一人一人の国民が自由な判断で決定すべきものと考えます。

自民党が選択的夫婦別姓に反対しているのは、夫婦別姓が家族の尊重と整合しないと考えているところにその理由があるのではないのでしょうか。

結論

家庭教育支援条例の制定は、一部修正されたものの、本質的には変わらないため、反対します。